

裏面 記入例③

③ 離婚や死別等により親権者が一人の場合

での

(1) 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分 生徒が未成年(18歳未満)であり、親権者(両親)が2人存在する場合
		親権者1名分(アからウのいずれかの口にレ印を付けてください。) (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの口にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	ア 親権者の1人が控除対象配偶者(同一生計配偶者)であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
②	<input checked="" type="checkbox"/>	イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
	<input checked="" type="checkbox"/>	ウ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、 親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 名分。 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこと
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持し 生徒が在学中に成人した場合で がない場合
		主たる生計維持者1名分(アからウのいずれかの口にレ印を付けてください。)
	<input type="checkbox"/>	ア 生徒が在学中に成人した場合で、両親の1人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割額を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
⑤	<input type="checkbox"/>	イ 主たる生計維持者の1人が日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない、または課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	ウ ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合、 ・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 等
⑥	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

添付書類：親権者(例：京都市行男)1人分の課税証明書等

(2) 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑦	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合)であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑧	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されて

※必ず記入してください

保護者等の氏名、生徒との続柄及び保護者等の令和4年(上記⑦に該当する場合は記入不要)

全員の保護者情報を記入してください。(本例の場合1人)

保護者等の氏名	生徒との続柄
(ふりがな) きょうと いくお	父・母 その他
京都 行男	()
生年月日 1981年 1月 1日	
令和4年1月1日現在の住所	
京都 都道府県	宮津 市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	
※日本国内に在住していない期間()年()月()日・現在)まで	

保護者等の氏名	生徒との続柄
(ふりがな)	父・母 その他
()	()
生年月日	年 月 日
令和4年1月1日現在の住所	
都道府県	市区町村
<input type="checkbox"/> 日本国内に住所を有していない。	
※日本国内に在住していない期間()年()月()日・現在)まで	

必ず確認し、チェック(☑)してください。

※収入別、課税標準額等の変動による市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項(学校の事務確認の上、必ず口にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日 令和 年 月 日 (学校において記入。)